

認知症強化型地域包括支援センターの運営について

福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課

認知症強化型地域包括支援センターの運営について

認知症初期集中支援推進事業等を実施する地域包括支援センターを、「認知症強化型地域包括支援センター」として各区1か所に設置し、区内の認知症施策を総合的に推進することにより、年々増加している認知症高齢者への対応力の向上を図るとともに、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取り組んでいる。

○ 現状

《配置職員》

《業務内容》

認知症強化型地域包括支援センター運営事業

認知症施策推進担当
(0.5人)

【区の認知症施策の推進】

- 区認知症施策推進会議の事務局
- 地域包括支援センター・認知症初期集中支援推進事業の取組み等への後方支援
- 統計情報等の収集・地域課題分析及び地域における取組みの後方支援

認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チーム員
(0.7人～0.9人) × 2 ※
※医療職・福祉職

【専門職のチームによる認知症の人・家族の包括的・集中的支援】

認知症地域支援推進員
(0.6人)

- 若年性認知症の人への支援、支援困難事例への対応
- 医療・介護等の認知症支援のネットワーク構築
- 関係機関と連携した事業の企画・調整
- 認知症の人の社会参加活動支援 など

オレンジサポーター地域活動促進事業

認知症地域支援コーディネーター
(@265万円)

【認知症の人にやさしいまちづくり】

(ちーむオレンジサポーター、オレンジパートナー企業等)

○ 現場の声

- ・ 嘱託が多く、ノウハウの蓄積が必要な高度な業務にもかかわらず、職員の入れ替わりが多いために負担が大きい
- ・ 支援対象者の増加に対応するため、システムを導入してほしい

○ 課 題

- 1 要員の細分化解消、非正規職員の兼務解消、ノウハウの蓄積と職員の定着
- 2 大幅に増加している支援困難事例への対応（新規実人数 H28：150件 → R3：507件）
- 3 会議開催や増大している支援対象者のデータ管理や統計・分析業務の負担軽減



○ 見直し案

- ① 認知症施策推進担当及び認知症地域支援推進員等の業務整理
- ② 認知症強化型地域包括支援センターへのシステム導入
- ③ 区認知症施策推進会議の運営見直し

見直し① 認知症施策推進担当及び認知症地域支援推進員の業務整理

認知症地域支援推進員は、地域包括支援センター等の地域の支援機関間の連携を図るための支援や 支援困難症例への後方支援、若年性認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活が送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う認知症地域支援推進員を、各区認知症強化型地域包括支援センターへ配置し、医療・介護等の連携強化による地域における支援体制構築と認知症ケアの向上を図っている。

○ 現状

- ・平成28年度から全市展開及び認知症地域支援推進員を配置（若年性認知症や支援困難症例などに対応）
- ・平成29年度から、就労している家族などからの相談対応のため、土曜日開設。
- ・令和4年10月から、認知症地域支援推進員の後方支援として、若年性認知症支援強化事業を開始

認知症初期集中支援推進事業における訪問支援対象数（支援件数：実人数）

		年度別支援対象者数						
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
支援件数 計		—	1,087	1,637	1,674	1,713	1,773	1,733
内訳	初期集中支援	237	885	1,421	1,412	1,302	1,241	1,177
	若年性認知症支援※1	—	52	55	49	63	55	49
	支援困難症例対応※1	—	150	161	213	348	477	507

※1 若年性認知症支援及び支援困難症例対応は、認知症地域支援推進員が新規対応した件数



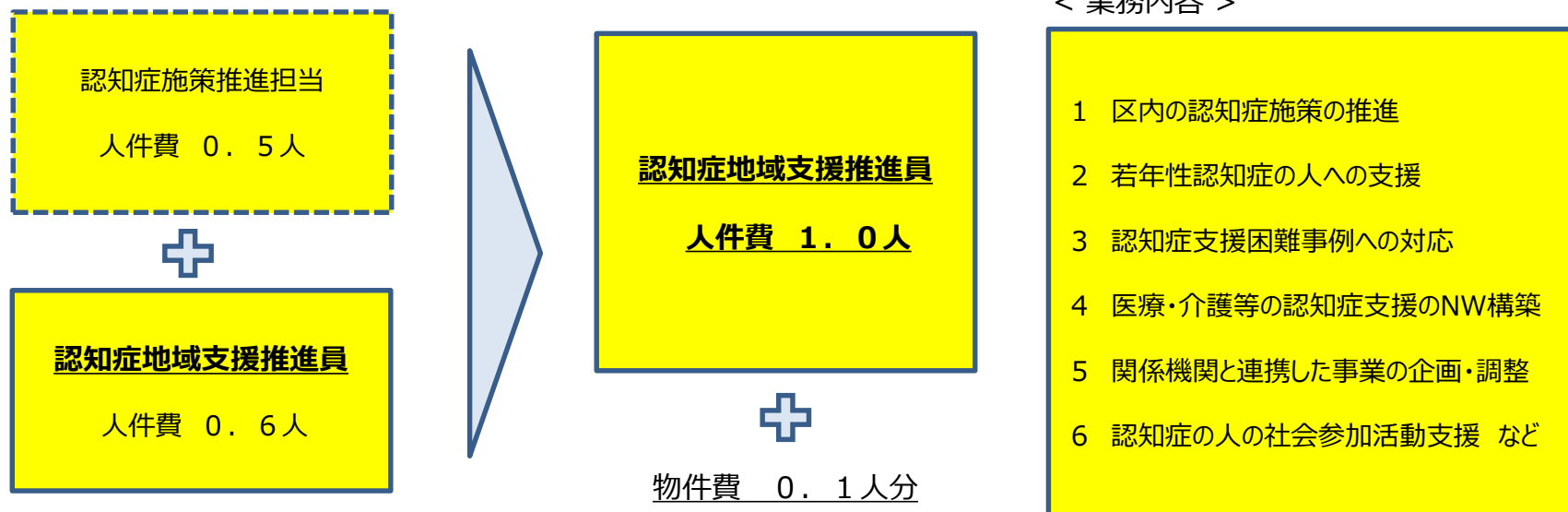
見直し① 認知症施策推進担当及び認知症地域支援推進員の業務整理

○ 課 題

- ・ 既存の相談機関から、支援拒否や困難症例をつながれることが多くなっている
- ・ 支援困難症例への新規対応件数が急激に増加するなど業務負担も増しており、これら業務量の増加への対応が必要
- ・ 事業メニューの充実を図ってきたものの、事業ごとの要員が細分化され、非正規の職員が各事業を兼務することが多く、経験の蓄積が必要な高度な業務であるにもかかわらず、職員が定着しない

○ 見直し案

- ・ 認知症施策推進担当の業務を認知症地域支援推進員等の業務として整理・一元化し、整数の要員とすることで、委託先法人にも将来的には、できるだけ正規職員を充てるよう求める

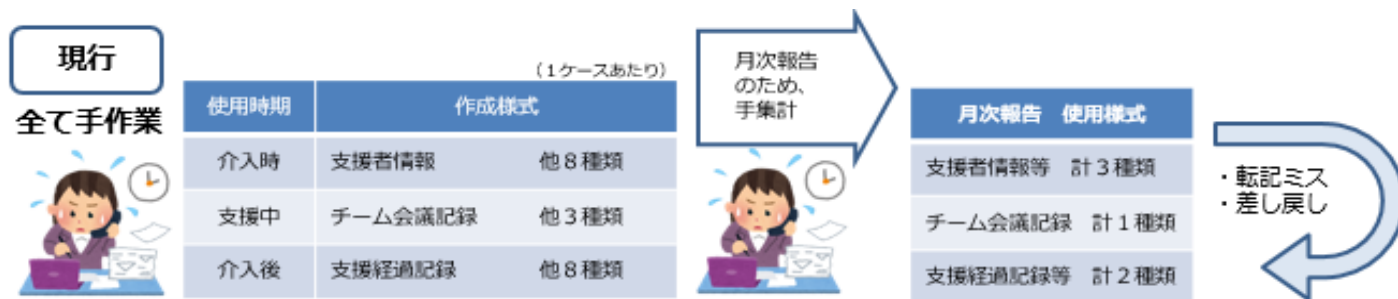


② 認知症強化型地域包括支援センターへのシステム導入

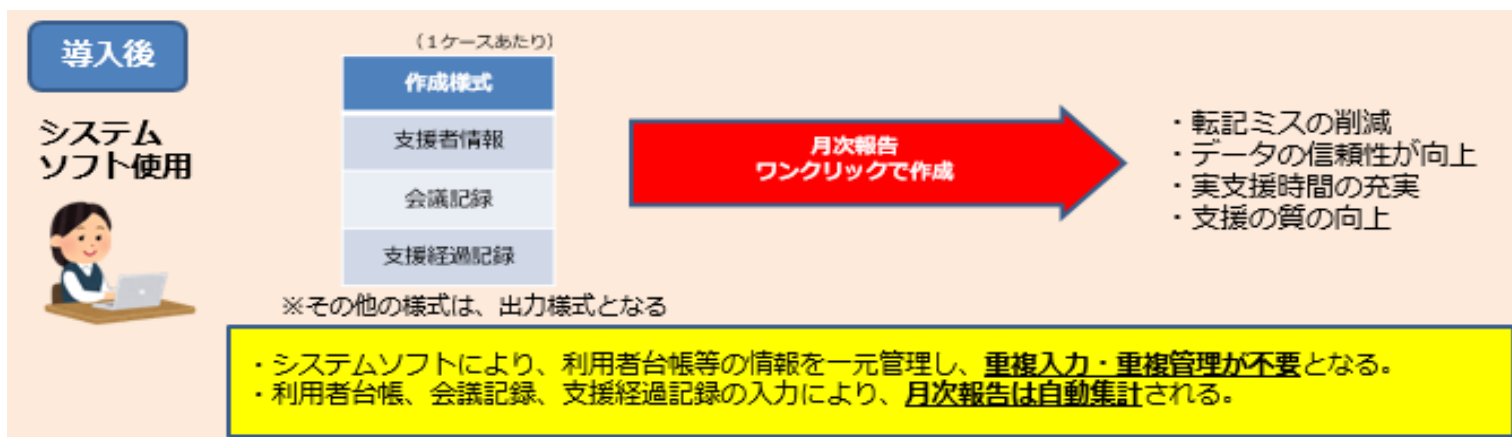
支援対象者の増加に伴い、現在のエクセル・ワード帳票での管理では、過去に対応したケースの検索・管理や統計・分析に対応できず、業務負担が増加していることから、地域包括支援センターと同様にシステムを導入する。

○ 負担軽減と効率化

認知症強化型地域包括支援センターが実施している全ての事業に対応したシステムとすることで、業務改善を図り円滑かつ適切な運営を可能とする。



- ・利用者台帳等の各種様式は、独立したものとなっているため、**重複入力・重複管理が必要**となっている。
- ・また、**月次報告は集計が手作業**のため転記ミスの恐れもあり、月初は数日がかかりで集計作業や入力作業を行っている。



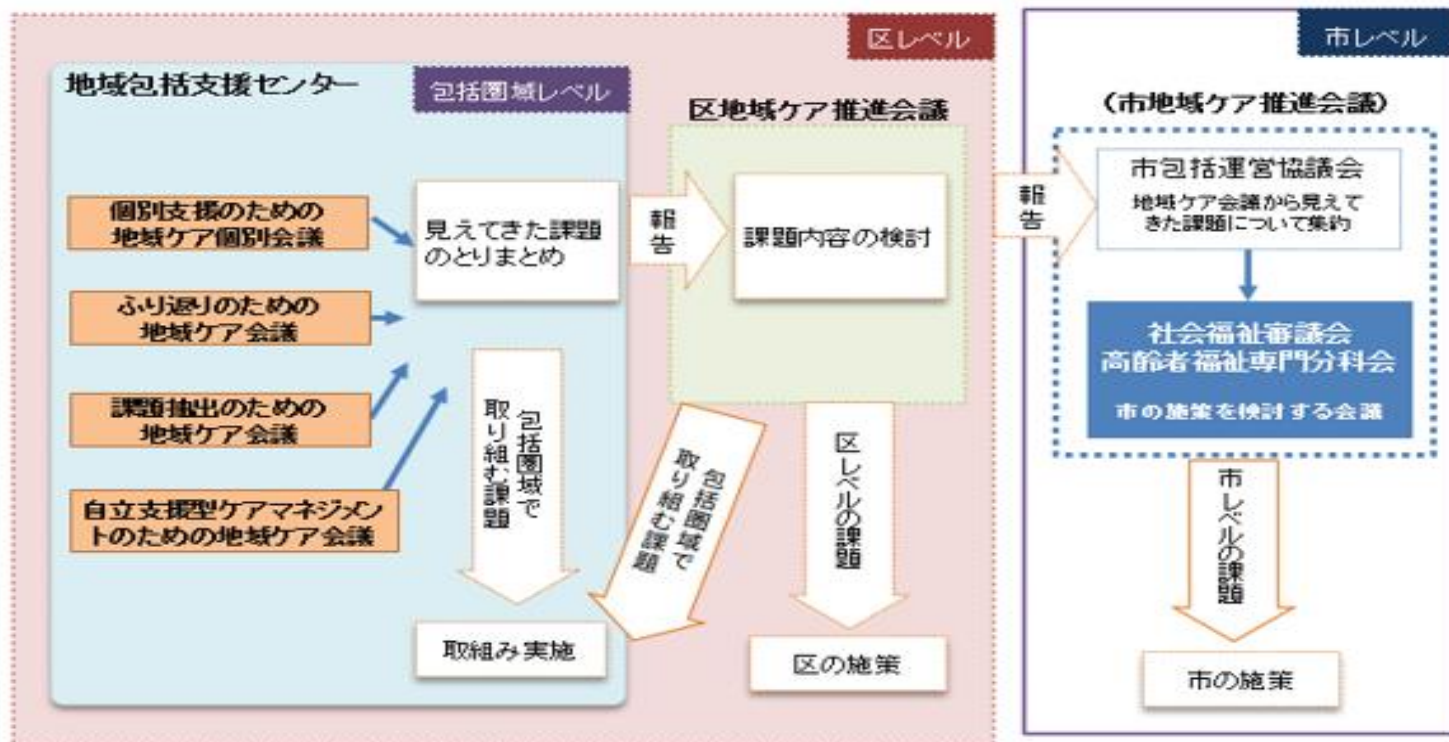
見直し③ 区認知症施策推進会議の運営見直し

〇 現状

認知症強化型地域包括支援センターが区内の認知症施策を推進するため、「区認知症施策推進会議」の事務局となり運営しているが、地域・区域・市域の課題を施策に反映する「区地域ケア推進会議」（区地域包括支援センター運営協議会）と別途開催となっている。

【地域ケア推進会議について】

本市では、地域ケア会議から見えてきた課題を政策形成につなげるために、各区において区の実情に合わせて「区地域ケア推進会議」を開催し、地域課題の取り組むべきレベル（包括圏域・区・市）の検討などを行うとともに、市レベルで取り組む課題については、市地域包括支援センター運営協議会と社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を「大阪市地域ケア推進会議」と位置づけて、施策に反映する仕組みを構築している。



見直し③ 区認知症施策推進会議の運営見直し

○認知症強化型地域包括支援センターとは

平成29年度より、区における認知症施策推進の中核機関として、各区1か所の認知症強化型地域包括支援センターを設置し、認知症初期集中支援推進事業やオレンジサポーター地域活動促進事業等を実施している。

これらの事業を行うことによって、地域の中で孤立している認知症高齢者を発見し、支援につなげ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、区における認知症の人を支援する力を強化することを目的としている。

○認知症強化型地域包括支援センターが開催している会議（区認知症施策推進会議）の構成例

	組織代表者級会議	実務者レベルの会議		
		区認知症ネットワーク会議	初期集中支援推進事業関係者会議	地域課題検討・取り組みの実施に向けた会議
頻度	年2回以上	随時	年2～4回程度	随時
主な議題	・区内関係機関の取り組み、地域課題等を共有、地域課題に対する取り組みの方向性等を検討する	・専門職・区民向け研修の企画検討	・日常生活圏域での情報共有・地域性の分析 ・スーパーバイズ	（各課題に応じた議題） 【議題例】 ・潜在する認知症の人の発見に向けた取り組み手法の検討等

○課題

- ・地域ケア会議から見てきた課題の多くが「認知症に関するもの」となっている
- ・区認知症施策推進会議や区地域ケア推進会議の参加者が重複しており、参加者や事務局に負担感がある
- ・区認知症施策推進会議の協議内容が、区や市の施策へ反映させる仕組みとなっていない
- ・大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 認知症施策部会において、従来のやり方が制度疲労になってきているとの意見がある

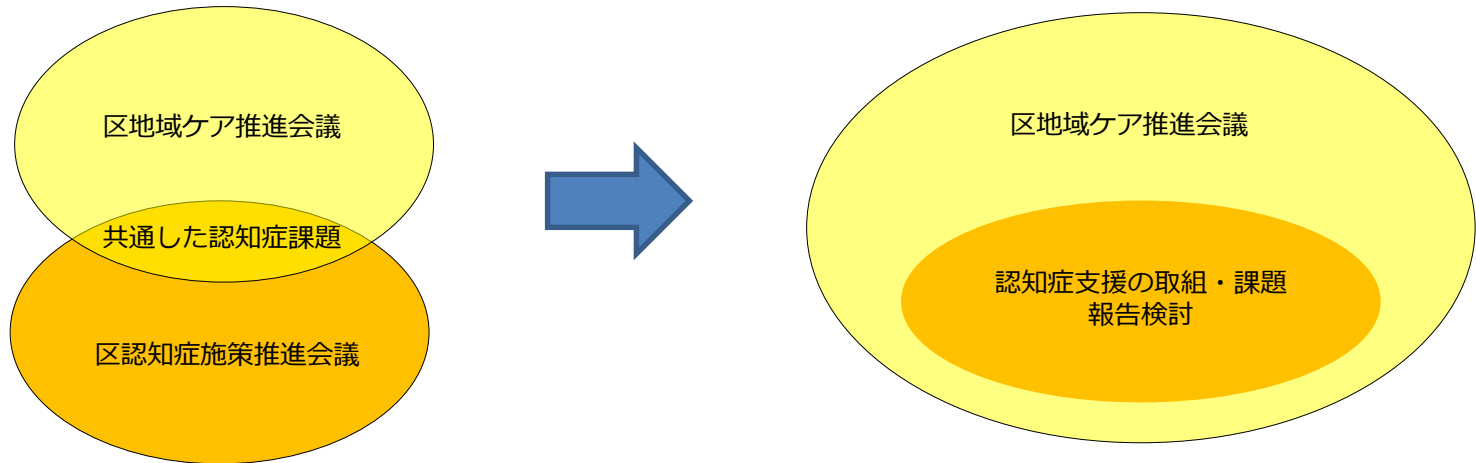
見直し③ 区認知症施策推進会議の運営見直し

○ 見直し案

令和5年度から、区認知症施策推進会議のうち組織代表者級会議は廃止する。

区内の認知症支援の取組・課題の報告検討は、関係機関の負担軽減や施策への反映につなげるため、区地域ケア推進会議で一体的に行うことで効率化を図る。

(イメージ)

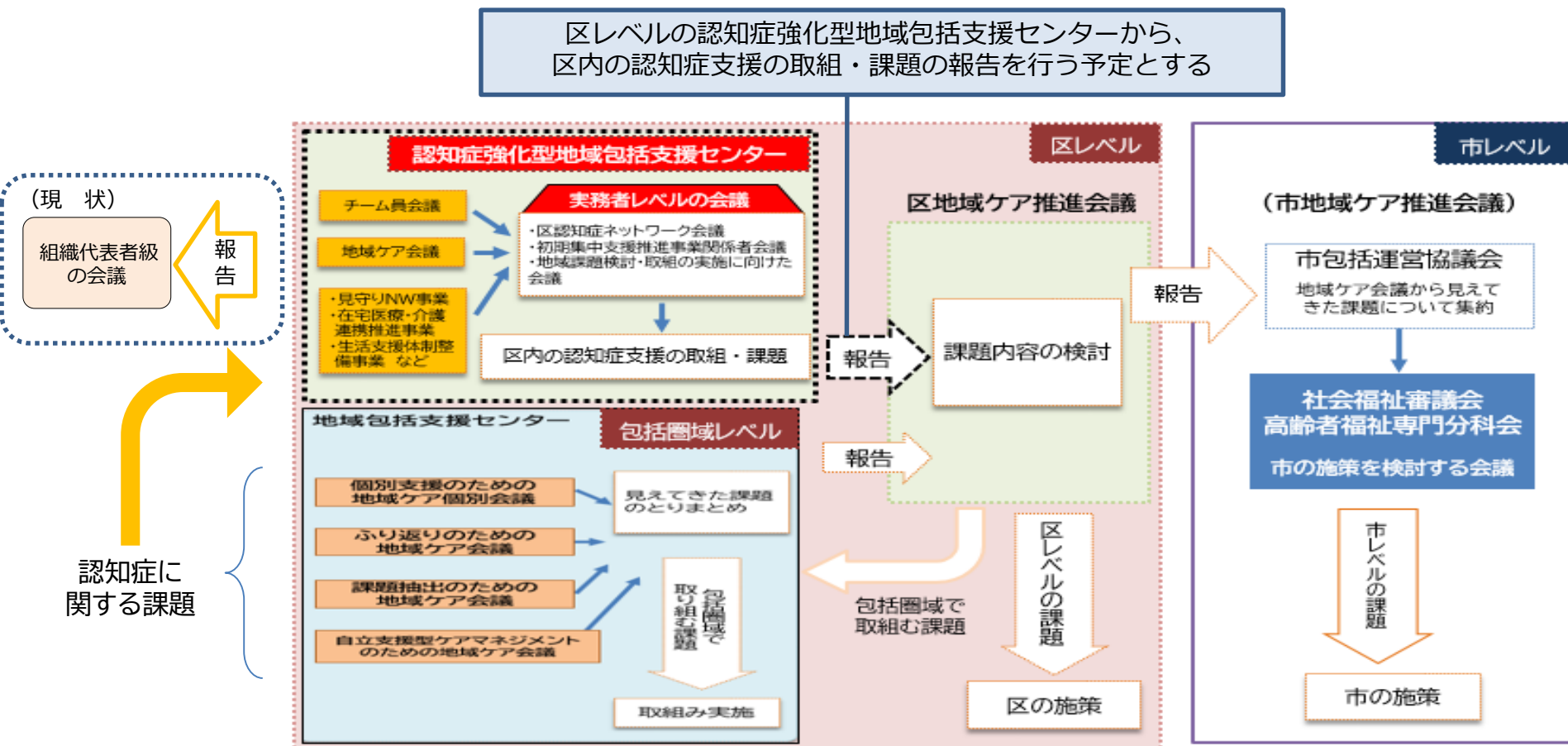


○ 見直し後の取扱い

区地域ケア推進会議（区地域包括支援センター運営協議会等）において、必ず認知症強化型包括支援センターから区内の認知症支援の取組・課題の報告を受けることとする。

見直し③ 区認知症施策推進会議の運営見直し

「見直し後の「大阪市における地域ケア会議から政策形成につなげる仕組み」イメージ」



○ 効 果

- ・区地域ケア推進会議に位置づけることにより、認知症課題への対応について一体的に議論され、より明確に施策に反映ができる
- ・協議体の整理を行うことから、区役所や3師会等の関係機関の重複している参加者の負担軽減が期待できる